

月形町内のデマンド交通の検討状況

1 概要

- ・運行主体：アオヤナギ観光バス（はーとハイヤー）
- ・実証運行を経て、本格導入。
 - ※実証運行は道路運送法 21 条許可で運行。
 - ※本格導入までに運行事業者が 4 条許可を取得する方向で検討。
- ・新規の運転手確保は困難なことから、スクールバスの現状の運転手の空白時間帯（概ね 9 時台～14 時台で 2～3 便程度）から運行。
- ・車両 1 台で運行できるよう南地区・北地区を曜日で分けて週 3 日の運行。なお、病院の診療科目日を考慮し、「月・水・金」及び「火・木・土」を 2 週間おきに入れ替え運行。
- ・郊外部に居住する高齢者を対象にすることから開始し、日中の月形市街地への通院・買い物等での活用のほか、岩見沢方面や当別・札幌方面のバスへの乗継手段。

2 実証運行のイメージ

（1）期間

令和 2 年度の活性化協議会承認後、夏頃から数か月程度。

（2）運行範囲

- ・出発地は利用者宅
 - 第 1 期（2 か月程度）：郊外のみから実証開始。
 - 第 2 期（2 か月程度）：範囲を拡大して実証。
 - 第 3 期（2 か月程度）：さらに範囲を拡大した実証の検討。
- ・目的地
 - 月形駅、月形町役場、月形郵便局、ホームックニコット、町立病院、交流センター、月形温泉のうちの 1 箇所

（3）利用対象者

- ・役場の事前登録で認められた方
- ・第 1 期：70 歳以上の郊外の高齢者
- ・第 2 期：70 歳以下の免許の無い住民
- ・第 3 期：利用が少なければ、市街地住民へ対象範囲の拡大を検討
- ・1 台対応のため、1 便あたり 4 名までの利用。4 名を超えた場合は利用不可。
- ・実証運行後、利用者に対するアンケート調査を実施予定。

(4) 運行曜日

- ・1か月のうち、病院の診療科目（例：皮膚科が第2第4金曜日、眼科は火曜日のみ）やAコープ売出日等も考慮し、北地区と南地区が均等に機会が得られるよう2週間おきにて曜日運行を適宜入れ替える。
- ・地区ごとの運行曜日はI P電話や広報誌などで周知。

1か月の運行曜日設定のイメージ例

日	月	火	水	木	金	土
1	2 北	3 南 眼科	4 北	5 南	6 北	7 南
8	9 南	10 北 眼科	11 南	12 北	13 南 皮膚科	14 北
15	16 南	17 北 眼科	18 南	19 北	20 南	21 北
22	23 北	24 南 眼科	25 北	26 南	27 北 皮膚科	28 南
29	30 北	31 南 眼科	1 北	2 南	3 北	4 南
5	6 南	7 北 眼科	8 南	9 北	10 南 皮膚科	11 北
12	13 南	14 北 眼科	15 南	16 北	17 南	18 北
19	20 北	21 南 眼科	22 北	23 南	24 北 皮膚科	25 南
26	27 北	28 南 眼科	29 北	30 南	1 北	2 南
3	4 南	5 北 眼科	6 南	7 北	8 南 皮膚科	9 北
10	11 南	12 北 眼科	13 南	14 北	15 南	16 北
17	18 北	19 南 眼科	20 北	21 南	22 北 皮膚科	23 南
24	25 北	26 南 眼科	27 北	28 南	29 北	30 南
31	1 北	2 南 眼科	3 北	4 南	5 北	6 南

(5) 運行時間

- ・運行事業者の現運転手のシフト可能範囲内で、スクールバスの運行しない時間帯

＜参考 スクールバスの運行時間帯＞

- ・平日スクールバス 3 台運行 : 1 便 7:22～8:11、2～4 便 14:40～19:07 (冬季は 18:07 まで)
- ・土曜・春・夏・冬休み期間の : 1 便 8:05～8:56、2 便 12:00～13:10
スクールバス 3 台運行

- ・1 便あたり 40～50 分程度で、次の便を想定

運行日等	運行時間等
平日(春・夏・冬休み除く) ※9:30～14:00 までの間	1 便目 : 郊外→市街地 (9:30～) 2 便目 : 市街地→郊外 (12:40～) 3 便目 : 郊外→市街地 (13:20～)
土曜日、春・夏・冬休みの平日 ※スクールバスの昼便を除く 9:30～ 14:20 まで	1 便目 : 郊外→市街地 (10:00～) 2 便目 : 市街地→郊外 (13:40～)
日曜・祝日、年末年始、 スクールバス運休日、 デマンド運転不可能日 (荒天等)	運休

(6) 予約

- ・月形町役場への事前登録制 (住所、氏名、年齢確認等) とし、登録が認められた場合は、申請者に登録番号を交付し、はーとハイヤーに登録名簿を提供する。
- ・利用希望の住民は、前日 17 時までにははーとハイヤーに予約
- ・はーとハイヤーは、登録名簿を基に、予約の受付を行い、前日 17 時までの利用希望がまとまり、運行ルート等を検討後、前日 18 時頃に予約者に対する概ねの迎え時間を連絡

(7) 運賃

- ・500 円 : 遠い地域 (境界は今後検討)
- ・250 円 : 近い地域 (境界は今後検討)
- ・ぬくもり福祉券は、はーとハイヤーでも利用されているため、実証でも利用可能。

(8) 使用車種

- ・ハイヤー車両 3 台のうち、デマンド用 1 台
(ほか予備車 2 台) として使用
- ・使用車両 : シエンタ乗客 4 人乗
(予備車 : シエンタ、コンフォート)

(9) 利用者への周知方法

- ・広報誌による周知のほか、各家庭に設置の IP 端末機による周知

(10) 利用者意見

- ・登録者向けにアンケート調査を行って、今後の見直しを図る。

(11) 町の補助スキーム

- ・管内事例を参考に今後検討。
- ・本格導入後のフィーダー補助の活用について検討。

3 見直しの検討

【デマンド利用者が少ない場合】

- ・利用者の拡大を検討（例：市街地住民を含める、車を保有しない住民など）

【新規運転手が確保できた場合の事業拡大】

- ・デマンドの利用時間などの拡大を検討。
- ・定期保有の通勤通学者に対する 22 時頃月形着の夜間送迎について、デマンドによる通勤通学者以外の利用の拡大を検討。

4 想定スケジュール

年月	内容
R2 年 3 月まで	デマンド交通の検討状況について、住民や議会等への報告。
R2 年 4 月	次期活性化協議会の任用手続き
5 月頃	令和 2 年度第 1 回月形町地域公共交通活性化協議会で実証運行の詳細報告・承認
6～7 月頃	・デマンド交通の実証運行に関する運輸局申請手続、住民周知 ・デマンド交通に関する所要補正予算措置
8 月頃	実証運行開始
11 月頃	令和 2 年度第 2 回月形町地域公共交通活性化協議会で実証運行結果を報告、必要の都度見直し
2 月頃	令和 2 年度第 3 回月形町地域公共交通活性化協議会で実証運行結果を報告、本格導入に向けた見直し
R3 年度中	月形町地域公共交通活性化協議会で本格導入の承認 ※本格導入時までには運行事業者が 4 条許可の取得を要する

